

## 2 家庭との連携

○通級指導教室では、保護者との面談や連絡ノートの活用、電話による相談など、保護者に対する支援体制を整えています。

・児童生徒が安心した家庭生活及び学校生活を送れるよう、保護者に適切な助言を行い支援していくことは、通級指導教室の大きな役割です。通級指導教室での指導を定着させ、日常生活への適応をより促進するためには、日頃から家庭との連絡を密にして、児童生徒の状態の把握や適切な支援の方法などについて共通理解を図ることが重要です。



## 3 関係機関との連携

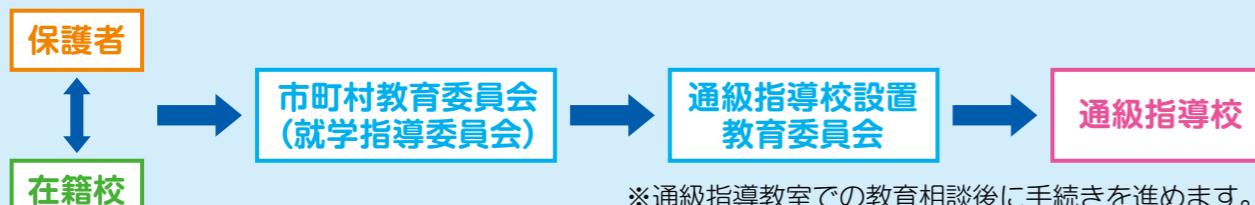
○関係機関から対象児童生徒に関わる情報を入手し、生かしていくことが必要です。情報の授受に際しては、本人及び保護者の了承を得なければなりません。

・児童生徒が、医療機関や相談機関等を利用中、あるいは利用経験がある場合には、それらの関係機関との連携が大切です。

# 通級指導教室の利用ガイド

## ～通級指導教室との連携について～

### 通級による指導の手続き



※通級指導教室での教育相談後に手続きを進めます。

★参考「通級による指導の手引（秋田県教育委員会）」

### 通級指導教室一覧

#### 〔小学校〕

地域	学校名	言 学	電話番号
鹿角市	花輪小学校	○ ○	0186-22-0291(直)
大館市	桂城小学校	○ ○	0186-42-4910(直)
	扇田小学校	○ ○	0186-55-0043
北秋田市	鷹巣小学校	○ ○	0186-62-9814(直)
能代市	渟城南小学校	○ ○	0185-52-0468(直)
男鹿市	船川第一小学校	○ ○	0185-24-3231
潟上市	大豊小学校	○ ○	018-877-2068
秋田市	中通小学校	○ ○	018-833-5999(直)
	旭南小学校	○ ○	018-862-5977(直)
	土崎小学校	○ ○	018-845-3271
	桜小学校	○ ○	018-836-6671(直)
由利本荘市	鶴舞小学校	○ ○	0184-22-3558(直)
にかほ市	矢島小学校	○ ○	0184-56-2069
大仙市	象潟小学校	○ ○	0184-43-2334
仙北市	花館小学校	○ ○	0187-63-1022
美郷町	角館小学校	○ ○	0187-54-2190(直)
横手市	六郷小学校	○ ○	0187-84-1009
湯沢市	朝倉小学校	○ ○	0182-32-6070
湯沢市	湯沢西小学校	○ ○	0183-72-5150

#### 〔中学校〕

地域	学校名	言 学	電話番号
大館市	第一中学校	○ ○	0186-42-4177
秋田市	秋田市教育研究所 (山王中学校)	○ ○	018-865-2532(直)
にかほ市	仁賀保中学校	○ ○	0184-36-2121
大仙市	大曲中学校	○ ○	0187-63-2222
横手市	鳳中学校	○ ○	0182-32-2029(直)
湯沢市	湯沢南中学校	○ ○	0183-73-5145

※言・・・主に言語障害を対象とする通級指導教室

※学・・・主にLDやADHDを対象とする通級指導教室

※直・・・通級指導教室の直通電話

★通級による指導は、盲学校や聾学校、肢体不自由の特別支援学校でも行っています。



このガイドは、小学校や中学校が地域の通級指導教室と連携協力することにより、特別支援教育に係る校内支援体制を充実させるためにまとめたものです。

平成24年4月

秋田県教育委員会

お問い合わせ

秋田県教育庁 義務教育課指導班 018-860-5147  
特別支援教育課指導班 018-860-5135

## 通級指導教室について

通級による指導は、小学校や中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、特別の指導の場（通級指導教室）において、障害に応じた特別の指導を行うものです。

### 指導の対象

- 対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱です。

- 秋田県における小・中学校の通級指導教室は、「言語障害」と「LD・ADHD」を主な対象としています。

### 教育の形態

- 各教科等の指導を通常の学級で行いながら、児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行います。

- 通級による指導は、盲学校や聾学校、肢体不自由の特別支援学校でも行っています。

**自校通級** 在籍校に通級指導教室が設置され、校内で通級すること

**他校通級** 他の学校へ通級すること

### 指導の内容



- 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とし、自立活動及び教科の内容を補充するための指導を行います。

**自立活動** 障害による学習上または生活上の困難を改善・克服することを目的としています。

**教科の内容の補充** 学習に向かうための素地を養い、向上させることを目的としています。特に必要があるとき、一定の時間内において行うことができます。

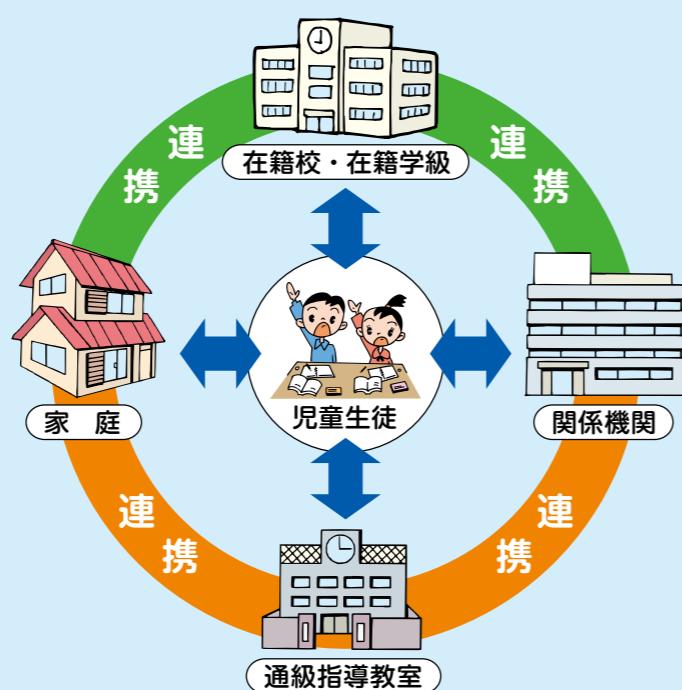
**〔授業時数〕** · 言語障害 年間35単位時間から280単位時間まで  
· LD・ADHD 年間10単位時間から280単位時間まで

※「小学校学習指導要領解説総則編」及び「中学校学習指導要領解説総則編」より

## 通級指導教室の役割「連携による教育」

効果的な指導を行うためには、通級指導教室と、在籍校・在籍学級、家庭、関係機関との連携協力が必要です。

- 対象となる児童生徒の十分な学びと成長を支えるためには、通級指導教室の担当者だけでなく、在籍校の学級担任や特別支援教育コーディネーター、家庭、関係機関等との連携協力の下、効果的な指導を行う必要があります。
- 学習指導要領総則においても「通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」と示されています。
- 通級による指導は「連携による教育」と言えます。



## 1 在籍校・在籍学級との連携

『通級による指導』の成果が、『通常の学級における指導』においても生かされるように連携に努め、指導の充実を図ります。そのためには、それぞれの担当教師同士が、児童生徒の様子について定期的に情報交換を行います。例えば、次のような連携の工夫があります。

### 1. 個別の指導計画の作成

○通級指導教室では、「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて指導しています。在籍校・在籍学級では、通級指導教室での指導を参考にしながら「個別の指導計画」を作成します。そのためには、次のことが重要です。

- ①在籍校の学級担任や特別支援教育コーディネーター等は、通級指導教室の担当者と密接な連携をとりましょう。
- ②お互いが児童生徒の指導内容等について共通理解しましょう。
- ③校内支援体制等を考慮に入れ、通級指導教室と一貫した指導が継続できる指導計画を作成しましょう。



### 2. 連絡帳や記録ノート等の活用

○連絡帳や記録ノート、電話連絡等で情報を共有し、共通理解に努めることが大切です。

- ・在籍校から……学級での様子や成長など
- ・通級指導教室から……通級による指導の目標や内容、方法及び経過を含む児童生徒の様子など



○在籍校では、児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録に、通級による指導の内容や結果等を記入します。

### 3. ケース会議の開催

○通級指導教室の担当者と児童生徒の在籍学級の関係者によるケース会議や在籍学級担任者会、通級に関する研修会等を開催します。児童生徒の理解や、指導の共通理解に有効です。



### 4. 通級指導教室の担当者への相談

○通級指導教室の担当者から、障害の理解や対応等についてアドバイスを受けることができます。また、学校生活や学習につまずく児童生徒の原因を解明し、その手立てを共に考えます。

### 5. 在籍校訪問（他校通級の場合）

○特別の指導の場が他校である場合には、在籍校と通級指導教室が、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

○学校間の了解の上で、通級指導教室の担当者が、対象児童生徒の日々の学習や生活の様子を把握するために、児童生徒の在籍校を訪問します。通級指導教室の担当者は、在籍学級での具体的な指導の方法を考え、通常学級の担任へ伝えることができます。

### ※巡回による指導

通級による指導の一形態として、通級指導教室の担当者が、自校以外の学校において通級による指導を行うことができます。その場合は、各教育委員会において、通級による指導を行う学校における身分の扱いを明確にする必要があります。